

Lenovo M365 マイグレーション・サービス、 M365 マネージド・サポート、M365 マネージド・バックアップ ご利用規約

この規約（以下「本規約」とします）は、レノボ・ジャパン合同会社（以下「LENOVO」とします）が法人のご利用者向けに提供するM365マイグレーション・サービス、M365マネージド・サポート、M365マネージド・バックアップ（以下「対象サービス」とします）の内容および条件を定めるものであり、本サービスをご利用するすべてのご利用者（以下「ご利用者」とします）に適用されます。ご利用者は、対象サービスに申し込みされる前に本規約をよくお読みください。お客様が対象サービスを利用した場合は、本規約を承諾し、本規約が適用されることに同意したものとみなされます。本規約に同意しない限り、対象サービスを利用することはできません。

- 1. 本規約の構成** 以下に掲げる付属書及び別紙（以下「付属書」といいます）が、本規約に組み込まれ、本規約の一部を成します。

付属書 A : 定義
付属書 B : 一般規約

- 2. 取引文書** ご利用者は、本規約に基づき両当事者間で合意した（特に、取引文書において合意した）本件製品及び本件サービスのいずれかに関する一又は複数の発注リクエストを、Lenovo による受諾が必要なものとして提出することができます。両当事者が合意した各取引文書は、本規約の付属書の全てを含めた本規約の定めに従って、付属書 A 及び B（並びに当該取引文書において参照により組み込まれているその他の付属書）を組み込んでいる両当事者間の別途の契約に当たります。Lenovo による発注リクエストの受諾は、ご利用者の信用度に不安がないこと、又は Lenovo が許容できる支払保証を付すことを条件とする場合があります。ご利用者は、以下のいずれかを行うことにより、取引文書の条件に同意したものとみなされます：(i) 当該取引文書に自筆署名若しくは電子署名を行うか、又は当該取引文書への同意をその他の方法で示すこと。(ii) 本件製品若しくは本件サービスを利用し、又は他者に利用を許すこと。又は (iii) 当該取引文書に基づき本件製品又は本件サービスの代金を支払うこと。

ご利用者が本規約に同意した場合、付属書を含めた本規約、並びに本規約に組み込まれている全ての取引文書、関連会社間規約及びその他の参照先条件は、本規約の主題に関する両当事者の全合意を成すものとなり、本規約の主題に関する両当事者間の従前の又は本規約の同意と同時期における一切の合意、了解、通信、表明、請け合い、保証、約束、誓約及びコミットメント（口頭でのものか、書面によるものかを問いません）はこれに置き換えられます。

付属書 A 定義

本規約においては、本規約中の他の箇所で定義されている用語に加え、以下の用語は以下のとおり解釈されるものとします。

- 1 いずれかの当事者に関して「**関連会社**」とは、当該当事者を直接若しくは間接に支配しているか、又は当該当事者により直接若しくは間接に支配されているか、又は当該当事者と共通の支配のもとに直接若しくは間接に置かれている一切の法実体を意味します。この定義の適用上、「～を支配している」、「～により支配されている」及び「～と共通の支配のもとに置かれている」とは、(i) (a) 法人の場合は、取締役選任決議における議決権を有する株式総数の 50%を超えていること、又は(b)その他の種類の法実体における持分（株式の持分か否かを問いません）全体に対する 50%を超えているか、若しくは（適用される法律によって決定される）その他の支配的な権利を直接若しくは間接に有すること、又は (ii) パートナシップにおけるジェネラルパートナーとしての地位、若しくは当事者が法人若しくはその他の法実体の取締役会若しくはこれに準ずる意思決定機関を支配しており若しくは支配する権利を有しているその他の取り決めを意味します。
- 2 「**関連会社間契約**」とは、本規約の条件を受け入れる旨の有効な締結済み文書であって、本規約に基づき本件製品及び本件サービスを購入することを関連会社に許し、かつ、当該 **Lenovo** の関連会社と当該ご利用者の関連会社との間の独立した別途契約に当たるものを意味します。
- 3 「**営業日**」とは、ご利用者が所在する国又は地域における週末、銀行休業日又は公休日以外の日を意味します。
- 4 「**企業**」とは、当事者、並びに当該当事者により支配されており、又は当該当事者を支配しており、又は当該当事者と共通の支配若しくは所有のもとに置かれている一切の法実体（兄弟会社、親会社、関連会社又は子会社を含む）を意味します。
- 5 「**ハードウェア製品**」とは、プログラミング可能な **Lenovo** ブランド又は第三者ブランドの物理的な電子デバイスであって、データを取り扱い、論理演算を行うためのもの、及び関連する一切のデバイスをいい、パーソナルコンピュータ、サーバ、記憶装置、並びに関連する一切の付属品及びデバイスを含みますが、これらに限られるものではありません。
- 6 「**マシン**」とは、**Lenovo** ブランドのハードウェア製品（「マシンタイプ」によって特定されるもの）及びその特性、改造版又はアップグレードを意味します。
- 7 「**マシンコード**」とは、マシン（マシンのファームウェア及びマイクロコードを含むが、これらに限られません）用に提供される全てのコードを意味しますが、マシンコードの使用が準拠する本規約の条項以外のライセンス契約のもとでライセンスされるコードは除きます。「マシンコード」という用語には、マシンコードの全体又は一部分のコピーが含まれ、また、マシンコードに関して提供される一切のフィックス、パッチまたは交換コードが含まれます。
- 8 「**本件資料**」とは、**Lenovo** が本件サービスの一部としてご利用者に引き渡す言語の著作物又はその他の著作物（コード、書類、レポート及びこれらに準ずる著作物など）を意味しますが、固有のライセンス条件又はライセンス契約のもとで利用可能な本件プログラム及びその他の物は除きます。
- 9 「**発注書**」とは、**Lenovo** が受諾済みである発注リクエストであって、取引文書の一部を成すものを意味します。
- 10 「**発注リクエスト**」とは、ご利用者が提出する本件製品又は本件サービスのリクエストであって、付属書又は取引文書に定められている発注プロセスに従って行われるものを意味します。
- 11 「**本件価格**」とは、本件製品の対価として支払われるべき価格又は本件サービスの対価として支払われるべき料金を意味します。
- 12 「**本件製品**」とは、**Lenovo** がご利用者に提供するハードウェア製品又はその他の機器（関連する本件プログラムを含みます）であって、取引文書又はにおいて詳述されているものを意味します。

- 13 「**本件プログラム**」とは、プレインストールされているか別途提供されるかにかかわらず、Lenovo によりライセンスされ又は第三者のライセンスのもとで Lenovo により提供される Lenovo ブランド又は第三者ブランドのソフトウェアを意味します。「本件プログラム」という用語には、本件プログラムに関連してライセンスされる物（ドキュメンテーションなど）も含まれますが、マシンコードは除きます。
- 14 「**本件サービス**」とは、適用される取引文書に記述されているところから従って Lenovo がご利用者に利用可能にするタスク遂行、アドバイス若しくは支援の提供、情報データベース若しくはソフトウェアアプリケーションなどのリソースへのアクセス、又はメンテナンスサポートサービスを意味します。
- 15 「**サブスクリプション期間**」とは、取引文書又は発注書に記載されている、本件製品のサブスクリプション期間（延長又は更新された後における期間を含みます）を意味します。
- 16 「**第三者**」とは、本規約の条件の適用を受けず、ゆえに、当事者でも、当事者の関連会社でもない法的実体又は個人を意味します。
- 17 「**取引文書**」とは、今後別途作成され、本規約を参照しており、かつ、個々の取引に関連する具体的な詳細事項及び取引条件を定めている文書であって、両当事者が同意しているもの（発注書、サービス取引文書、作業範囲記述書、補足文書、製品カタログ、別表、請求書、添付文書、変更許可書、改定書又は補遺など）を意味します。本規約上の各取引文書は、各別の契約書を構成し、他の契約書から独立しています。
- 18 「**取引期間**」とは、取引文書に記載されている、取引文書の有効期間を意味します。

付属書 B 一般規約

1 総則

本規約に同意することにより、ご利用者は、以下の一般規約についても同意することとなります。以下の一般規約は、本件製品及び本件サービスに関して本規約に基づき締結される全ての取引文書に適用されます。両当事者が書面をもって別段に合意しない限り、Lenovo ブランドの本件プログラムか第三者ブランドの本件プログラムかにかかわらず一切の本件プログラムに関する全ての取引条件は、ご利用者に別途提供され又はご利用者が別途同意する Lenovo 又は第三者の固有のライセンス条件に依るものとし、本規約の条件とかかる本件プログラムに関するライセンス契約の条件との間に齟齬がある場合には、かかる齟齬の範囲のみにおいては、また、当該本件プログラムのみに関しては、当該本件プログラムに関するライセンス契約の条件が優先して適用されます。

2 本件価格、支払い及び税金

- 2.1 本件製品及び本件サービスの本件価格及び関連コストは、関連する付属書又は適用される取引文書に定めるとおりです。Lenovo が書面をもって明示的に同意しない限り、他の割引、数量特典又はプロモーションは一切適用されません。
- 2.2 付属書又は取引文書に別段の定めがない限り、本件サービス及び本件製品に関して Lenovo に支払われるべき全ての金額は、Lenovo の請求書発行日の 30 日後までに支払われるものとし、本規約及び各取引文書に基づくご利用者の支払義務の全てについて、期限が厳守されなければなりません。Lenovo が支払期限までに受領しなかった一切の金額が、期限を超過した金額となります。支払期限までに Lenovo が支払いを受領しなかった場合、Lenovo は、衡平法上又はコモロー上利用できる他の一切の救済手段に加え、以下に掲げる措置のうちいずれか 1 つ又はそれ以上の措置を講ずることを選択できます。： (i) 支払期限（判決前か判決後かを問いません）から、全額の支払いがあるまで、法律で認められる最高利率により計算した遅延利息を、未払金に課すこと、(ii) 当該請求書が全額支払われるまで、本規約に基づくそれ以降の履行を停止すること、又は (iii) 本規約又は該当する取引文書を解除すること。ご利用者が引渡し予定日に本件製品の引渡しを受けなかった場合、Lenovo は、当該本件製品をご利用者の代理人として保管し、かかる引渡し予定日の後、毎月 1 日に、合理的な管理・保管費用をご利用者に請求します。ご利用者は、Lenovo がご利用者に対して有する債権を、ご利用者が Lenovo に対して有する債権と相殺することはできません。
- 2.3 本件価格には、地方税、付加価値税、物品サービス税又はこれらに準ずる租税若しくは関税は含まれていません。ご利用者は、免税書類を Lenovo に提出しない限り、本件サービス及び本件製品に対して課される売上税、使用税又はこれらに準ずる租税公課を支払うものとし、ご利用者は、以下に定める日から、納税義務を負います。： (i) ハードウェア製品及びハードウェア製品にプレインストールされている本件プログラムに対する租税に関しては、ご利用者への出荷のために Lenovo が、Lenovo の指定する運送業者にそれらを引き渡した日、(ii) 本件プログラムに対する租税に関しては、Lenovo が当該本件プログラムをご利用者に利用可能又はアクセス可能にした日、(iii) 本件サービスに対する租税に関しては、Lenovo が当該本件サービスを提供した日。Lenovo は、Lenovo の純所得又は総所得に対する全ての税金を納付すべき責任を単独で負います。
- 2.4 ご利用者は、本規約又は取引文書に対する違反が現に発生しているか又は主張されている場合であっても、本規約に基づき適正に請求された本件価格及びその他の料金を、いかなる差し引き、控除、相殺又はその他の減額も行うことなく支払うものとし、

3 マシンコード及び本件プログラムのライセンス

- 3.1 ご利用者は、各マシンにマシンコードが含まれていることを確認します。ご利用者がどの場所からマシンを取得したかにかかわらず、マシンコードは、当該本件製品に組み込まれているライセンス契約の条項の適用を受けます。マシン上にあるマシンコードのご利用者による使用は、Lenovo のサポートウェブサイト (<https://support.lenovo.com/>) に掲載されているか、又は請求に応じて別途提供される Lenovo ライセンス契約の定めに従います。

- 3.2 本件プログラムは、Lenovo からご利用者に提供される場合も、本件製品にインストールされ又はプレインストールされている場合もあります。本件プログラムは、本規約又は取引文書に基づきご利用者にライセンスされるのではなく、別途締結されるライセンス契約に基づいてのみライセンスされます。ご利用者は、ライセンス契約の条項を遵守すること、及びライセンス契約の条項に拘束されること（また、要求された場合には、ライセンス契約に電子署名又は自筆署名を行ってこれを締結すること）に同意します。Lenovo がご利用者に提供する第三者の本件プログラムは、当該第三者プロバイダーによりご利用者に直接にライセンスされます。Lenovo は、第三者の当該本件プログラムの品質、利用可能性又は性能についていかなる責任も負うものではなく、ご利用者に与えられる救済手段は、当該第三者プロバイダーに対する救済手段に限られます。かかる本件プログラムに関するライセンス契約の有効期間は、当該ライセンス契約の条項に従います。本件プログラムに関するライセンス契約の解除は、本件サービス又は本件製品に関してなされるべき支払いに対していかなる影響も及ぼしません。

4 指定画像

- 4.1 両当事者は、ご利用者の要望と提供に基づき、ご利用者が選定した一群の本件プログラム及びモジュールから構成される「システム画像」（以下「**指定画像**」といいます）を、本規約に基づき提供されるマシンにLenovo がインストールすることについて合意することができます。
- 4.2 書面による特段の合意がない限り、(a) Lenovo は、指定画像をインストールする際、ご利用者の代理人として行動するものとします。(b) Lenovo の保証義務及びマシンに関連するその他の義務（技術的パフォーマンス、相互運用性及び第三者の権利の保護に関する義務を含むが、これに限られません）は、未改変のマシンに対するものに限定されます。また、(c) 指定画像がインストールされたマシンについて、Lenovo が本件製品保証サービスをご利用者に提供すべき責任は、ご利用者によって報告された不具合が、標準的な未改変のマシンで再現できる範囲を限度とします。ご利用者は、いかなる不具合についても、Lenovo が指定した運送業者にマシンを引渡した日から 90 日以内に、書面をもって Lenovo に報告するものとし、それ以外の場合は、ご利用者様が不具合についての権利を放棄したものとみなします。

5 機密保持

- 5.1 いずれか一方の当事者が本規約に基づき相手方から受領する非公開の情報のうち、「機密」と明瞭に表示されている一切の情報（以下「**機密情報**」といいます）は、(i) 本規約の有効期間中及び本規約の解除又は期間満了の後 2 年間、機密に保持するものとし、(ii) 受領当事者が本規約に基づく義務の履行する目的でのみ使用するものとし、(iii) 上記期間中、受領当事者による不正開示から保護されるものとします。ただし、以下の開示については、この限りではありません。：(a) 本規約に基づき受領当事者が権利を行使し又は義務を履行するために、機密情報を知る必要のある受領当事者の関連会社、従業員及び下請業者への開示（ただし、受領当事者が、本条で自己が負うのと同等の機密保持義務を開示先に負わせることを条件とします）、並びに (b) 開示当事者の事前の書面による同意を得たうえでの開示。また、受領当事者は、法律で要求される範囲で、機密情報を開示することが許されますが、その場合、開示当事者に保護命令を求める合理的機会が与えられるよう、（適用される法律により禁止されていない範囲で）受領当事者が開示当事者に速やかに通知することを条件とします。機密情報は、何等の保証なしに、かつ、当該情報の正確性又は完全性に関する責任を負うことなく提供されます。第三者に開示される機密情報は、本規約に基づき有効な同意があったか否かによらず、本条の適用上の機密情報であり続けるものとします。
- 5.2 以下のいずれかに該当する情報は、本条の適用上の「**機密情報**」には該当しません。：当該情報が受領された時点で、(i) 既に受領者が、機密保持義務を負うことなく当該情報を保有していた場合、(ii) 受領当事者が開示当事者の機密情報によることなく当該情報を独自に開発した場合、(iii) 開示当事者に対する機密保持義務を負わない第三者から当該情報が入手された場合、(iv) 当該情報が公知のものであったか、若しくは本規約に違反することなく公知のものとなった場合、又は (v) 開示当事者が、第三者に対して機密保持義務を課することなく、当該情報を当該第三者に提供した場合。
- 5.3 本条の定めは、発効日より前に両当事者間で締結された機密保持契約（以下「**NDA**」といいます）の定めにより優先し、かかる NDA の定めによって代わるものです。ただし、かかる NDA は、発効日より前に両当事者が当該 NDA に基づき開示した機密性のある情報に関しては、当該 NDA の定めに従って有効に存続します。

6 個人情報

- 6.1 **Lenovo** は、ご利用者の名称及び連絡先情報、並びにご利用者に販売される本件製品のマシンタイプ及びシリアルナンバー（これらを総称して以下「**個人情報**」といいます）を収集、アクセス、保持し、また、場合によっては共有する（これらを総称して以下「**取り扱う**」といいます）ことがあります。**Lenovo** は、契約上の保証を含めた本規約上の義務を履行する目的で、かかる個人情報を取り扱います。
- 6.2 **Lenovo** は、<https://www.lenovo.com/us/en/privacy/> に掲載されている **Lenovo** の包括的なウェブサイト&プロダクト プライバシーステートメント及び／又は **Lenovo** の特定の本件製品若しくは本件サービスのみを対象とするプライバシーステートメントに従ってご利用者の個人情報を取り扱うものとします。
- 6.3 本件製品及び本件サービスに関連する本規約上の義務を履行するため、**Lenovo** は、個人情報を、(i) **Lenovo** 及び **Lenovo** 関連企業が事業を営んでいる国から別の国に移転すること、また、(ii) 本規約及び／又は本件製品若しくは本件サービスに関連して **Lenovo** を代理して行為をなす **Lenovo** 関連企業及び **Lenovo** のサービスプロバイダーに移転することがあります。
- 6.4 **Lenovo** 及びご利用者は、本規約に基づく個人情報の取扱いに適用される全てのデータプライバシー法及びデータ保護法を遵守します。
- 6.5 **Lenovo** 及びご利用者は、個人情報を不正なアクセス、使用又は漏洩から保護するため、技術面及び組織面での適切なセキュリティ対策を導入します。
- 6.6 ご利用者が **Lenovo** の注文可視化プラットフォーム又はその他のデータシステムから直接に個人情報にアクセスする場合、ご利用者は、(i) **Lenovo** のプラットフォーム又はデータシステム及びこれに関連する情報の機密性及びセキュリティへの脅威に対処するため、管理面、物理面及び技術面での適切な管理措置を導入するものとし、(ii) ご利用者が **Lenovo** から受領した個人情報を、**Lenovo** の書面による事前の明示的な同意なしに、国境を超えて移転してはなりません。
- 6.7 **Lenovo** 及びご利用者は、本規約の適用範囲内で現に発生しているか、又は発生が疑われる個人情報インシデントに対処するため、必要に応じて協力するとともに、かかるインシデントの調査、対処、是正及び／又は軽減のために必要な一切の措置を講じます。
- 6.8 **Lenovo** 及びご利用者は、本規約の適用範囲内で取り扱われる自己の個人情報の閲覧、訂正、変更又は削除を求める一切の個人の要求に適切に対応します。

7 保証

- 7.1 **マシンに関する保証：** **Lenovo** は、本規約に基づき供給される各マシンについて、適用される保証期間中、通常の使用状況下においては、材料及び仕上りの点で瑕疵がないことを保証します。**Lenovo** が別段に定めない限り、マシンに関する **Lenovo** の保証は、マシンが取得された国においてのみ適用されます。取引文書に別段の定めがない限り、保証期間は請求書発行日から開始します。保証期間中、**Lenovo** は、マシンの修理サービス及び交換サービスを、当該マシンに関して **Lenovo** が指定する保証サービスのもとで無償で提供します。材料又は仕上りの点での瑕疵が保証期間中に発見された場合において、**Lenovo** が、(i) マシンを修理することも、(ii) マシンを機能的に同等以上のものと交換することもできないときは、ご利用者は、割合に応じた金額の返金を受けるため、当該マシンを **Lenovo** に返品することができます。**Lenovo** は、交換されるコンポーネント又は部品が同等以上の性能を提供することを条件として、ご利用者に通知することなく、マシンのコンポーネント又は変更することができます。かかる変更は、ご利用者による追加費用の負担なしに行われるものとし、また、当該マシンに適用される保証に基づくご利用者の権利を変更しないものとします。この限定的保証及び保証期間の詳細については、<https://support.lenovo.com/US/en/warrantylookup/warrantypolicy> に記載されています。上記の限定的保証の条件と本規約の条件との間の齟齬がある場合には、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
- 7.2 **本件サービスに関する保証：** **Lenovo** は、合理的な注意と合理的なスキルのもとで、本規約又は該当する付属書若しくは取引文書に記載された仕様（完了基準を含む）に従って各本件サービスを行うことを保証しま

す。保証が遵守されなかった場合、ご利用者は、Lenovo が次の是正措置を講じることができるよう、当該本件サービスの完了の 30 日後までに、Lenovo に対し書面で適時に通知するものとします。かかる通知においては、当該不遵守が詳細に特定される必要があります。この場合、Lenovo は、かかる不遵守を是正するか、又は本件サービスのうち瑕疵のある部分について Lenovo に支払われた請求額を一部返金に応じるものとします。この是正措置は、本項の違反についてご利用者に与えられる唯一の救済手段となります。

- 7.3 **第三者製品に関する保証：** 本規約のもとで、Lenovo は、第三者の本件製品に関するいかなる保証も行いません。第三者である本件製品のサプライヤー又は生産者が独自の保証を提供する場合、Lenovo は、要求に応じ、当該第三者が設けている条件で、関連する保証サービス及びその他の権利をご利用者に移転すべく努める。
- 7.4 **本件プログラムに関する保証：** 本規約に基づき引き渡される本件プログラムに適用される保証条件は、当該本件プログラムのライセンス規約に記載されているとおりです。
- 7.5 **特定の除外：** 取引文書において別段に合意されている場合を除き、本条（保証）及び本規約の付属書に記載されている保証は、購入者（ご利用者であるかご利用者の関連会社であるかを問いません）のみに対するものであり、また、購入者のみを受益者として行われるものです。これらの保証を移転することはできません。本規約に記載されている保証は、以下のいずれかに該当する本件製品又は本件サービスには適用されないものとします。：(i) (a) 誤用、事故、不正な改造、不適切なインストール、損傷若しくは誤った取扱いを受けていること、若しくは故意又は過失のある行為若しくは不作為により作動しなくなっていること、(b) Lenovo が発行した適用文書に反して、不適切な物理的環境若しくは作動環境において運用されたこと、(c) 自然災害、電力サージ、放電又は不正なメンテナンスを受けたこと、若しくは (d) 通常の試験条件において Lenovo が試験を実施できないこと、又は (ii) ベータ用、評価用、試験用若しくはデモンストレーション用に販売されたものであること。Lenovo は、ご利用者、その関連会社、それらの業務委託先若しくは権限を有しない第三者による誤用、過失、不適切なインストール若しくは試験、修理の試み、又は本件製品若しくは本件サービスの想定された使用の範囲を超えるその他の事由から生じる請求については、責任を負いません。付属書又は取引文書に明示的に定められているものを除き、本規約に記載されている保証は、(x) 技術サポート（操作方法に関する質問、本件製品のセットアップ及びインストールに関する質問への対応など）を含んでおらず、また、(y) 本件製品又はその部品に付いている識別ラベルが剥がされ又は改変された場合は無効となるものとします。取引文書に定めるものを除き、本規約に記載されている保証には、以下に掲げる事項についての Lenovo の責任は含まれません。：(A) 中断又はエラーが生じることなく本件製品が作動すること、(B) 本件プログラムのすべてのコード不備の是正、又は (C) 本件製品に起因するデータの消失若しくは損傷。
- 7.6 **包括的な除外：** 適用される法律により認められる最大の範囲内で、本保証は排他的で、明示または黙示のその他のすべての保証または条件（商品性もしくは満足できる品質、権利を侵害しないこと、または特定目的への適合性についてのあらゆる黙示の保証を含むがこれらに限定されません）に代わるものです。別段の明示的な定めがない限り、すべてのソフトウェア、サービス、サポートおよびすべての第三者の製品およびサービスは、いかなる種類の保証または条件もなしに、「現状有姿で」提供されます。第三者の製造者、供給者、開発者、サービスプロバイダー、ライセンサーまたはその発行者は、ご利用者に対して独自の保証を提供する場合があります。

8 ご利用者の責務

- 8.1 取引文書に基づき本件製品及び本件サービスを提供するため、Lenovo による合理的な要求に応じて、ご利用者は、ご利用者の施設、システム、情報、人員及びリソースへの十分かつ安全なアクセス（ご利用者によって許可される遠隔アクセスを含む）を、無償で Lenovo に提供するものとします。Lenovo は、ご利用者による当該アクセスの提供又は本規約上のその他の義務の履行が遅れることによって履行遅延又は不履行が生じても責任を負いません。
- 8.2 ご利用者が、本規約に関連して施設、ソフトウェア、ハードウェア又はその他のリソースを Lenovo が利用可能な状態にしようとする場合、(i) ご利用者は、Lenovo 若しくはその関連会社、及び／又は Lenovo 若しくはその関連会社の業務委託先、譲受人、サービスプロバイダー、ディストリビューター及びリセラーが本件サービスを行ううえで必要なリソースに関連する第三者の承諾、同意、ライセンス又は許可を得るものとし、(ii) Lenovo は、ご利用者がそれらを速やかに得ないことによって影響を受ける一切の義務を免除される

ものとし、(iii) ご利用者は、それらを得ないことによって **Lenovo** に発生した費用及びその他の金額を **Lenovo** に返金するものとし、

- 8.3 ご利用者は、ご利用者の本件製品に保存されているデータのバックアップ・復旧の実施及び管理について常に責任を負うものとし、
- 8.4 本規約、付属書又は取引文書において別段に合意されない限り、以下に掲げる事項についてはご利用者が責任を負うものとし、：(i) ご利用者のデータの全て、及び本件製品に保存されており又はご利用者が本規約に関連して **Lenovo** に利用可能にするデータベースの内容物、並びに(ii) ご利用者のデータへのアクセスに関する手順及び制御措置の選定及び実施、並びにデータのセキュリティ、暗号化、不正使用からの保護及び伝送。かかるデータ又はデータベースに関して **Lenovo** が負う責任（データ主体の権利に関連し又はデータの機密保持及びセキュリティに関連する義務を含みます）がある場合、かかる責任は、本件サービスに関する個々の取引に適用される取引文書に記載されるものとし、また、かかる責任は、この付属書 **B** の第13条（責任の限定）の規定の適用を受けます。

9 輸出規制

- 9.1 **Lenovo** が本規約に基づき供給する本件製品、本件プログラム及び技術データの使用、輸出、再輸出又は国内移転（直接的なものか間接的なものかを問いません）は、輸出法令（米国及び欧州連合の輸出法令を含むが、これに限りません）の適用を受けます。ご利用者は、かかる本件製品、本件プログラム又は技術データを直接又は間接に使用、輸出、再輸出又は国内移転する際に、適用される全ての輸出法令の遵守について責任を負います。ご利用者は、本条の違反に起因または関連する一切の請求、損害、責任又は費用（合理的な弁護士報酬、調査費用及び防御費用を含むが、これらに限りません）について **Lenovo** 及びその関連会社を防御・補償・免責するものとし、
- 9.2 ご利用者が、制裁リスト（国連制裁リスト、米国財務省外国資産管理局特別指定国民リスト、および米国商務省の取引禁止対象者リスト、エンティティ・リスト、または未検証エンドユーザーリストを含むがこれらに限定されません）に制限対象者として記載された場合、本契約は直ちに終了するものとし、**Lenovo** は、ご利用者が制限対象者に指定されなくなるまで、本契約に基づく義務を負わないものとし、

10 不可抗力

支払義務を除き、いずれの当事者も、自己の義務の不履行又は履行遅延が、火災、洪水、地震、その他の自然現象、戦争行為、テロ、暴動、内乱、反乱もしくは革命、疫病、通信回線の障害、停電、政府の法律、裁判所の命令もしくは規制、または自身が合理的に制御しえないその他の原因によるものである場合、かかる不履行または遅延について相手方に対して責任を負わないものとし、

11 知的財産権

- 11.1 **Lenovo** 及びそのサプライヤーは、自己の既存の知的財産の全て、及び本規約の範囲外で開発された知的財産権、並びにかかる知的財産が本規約に基づき変更又は改良されたものに対する一切の知的財産権を保有します。かかる知的財産権は、本件資料に組み込まれている範囲でご利用者に別途提供されるか又はご利用者との間の別途のライセンス合意に従ってライセンスされます。
- 11.2 両当事者の間では、**Lenovo** 及びそのサプライヤーが、本件サービスの取引の一環として創作された本件資料及び本件プログラムに対する全ての知的財産権を保有するものとし、**Lenovo** は、ご利用者に対し、全世界において本件資料を使用し、実行し、複製し、表示し、実演し、ご利用者の関連会社のみにも配付することができる取消可能かつ非独占的な権利を許諾します。
- 11.3 各当事者は、本条で許諾されるライセンスに基づいて作成される一切の複製物に、著作権及びその他の知財権に関する表示を行うことに同意します。
- 11.4 各当事者は、本規約において明示的に定められたライセンス及び権利のみを相手方に許諾します。別途締結する契約において両当事者が合意しない限り、本件製品に対するその他のいかなるライセンス又は権利（特

許、著作権、商標又はその他の知的財産権に基づくライセンス又は権利を含みます)も、直接であるか黙示であるか又はその他の手段によるものかを問わず、いずれの当事者によっても許諾されません。

11.5 ご利用者が支払義務を履行しなかった場合、Lenovo は、本規約に基づきご利用者に許諾した権利及びライセンスを取り消すことができます。

11.6 別段の合意がない限り、いずれの当事者も、相手方又は相手方の関連会社の商標、商品名、ロゴ又はその他の標章を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく販売促進又は宣伝において使用する権利を有しません。ません

12 知的財産に関する補償

12.1 第三者が、Lenovo ブランドの本件製品が当該第三者の特許又は著作権を侵害しているとして、ご利用者に対する訴訟を提起した場合（本条では、かかる主張を以下「**侵害請求**」といいます）、Lenovo は、Lenovo の費用負担により、侵害請求についてご利用者を補償します。Lenovo の選択により、Lenovo は、Lenovo の費用負担で当該侵害請求からご利用者を防御することもできます。

12.2 本条に基づく Lenovo の義務は、以下を条件とします。：(1) ご利用者が、当該侵害請求を Lenovo に対し書面で速やかに通知すること。(2) Lenovo が防御することを選択した場合、Lenovo は当該侵害請求の防御及び解決を単独でコントロールし、かつ、ご利用者が、Lenovo と十分かつ適時に協力し、また、当該侵害請求の防御に関連して合理的に要求される全ての権限、情報及び援助を Lenovo に提供すること。(3) ご利用者が、本規約の条項（本条に基づくご利用者の義務を含みます）を遵守しており、かつ、遵守し続けること。Lenovo は、Lenovo の書面による事前の同意を得ることなく、ご利用者が侵害請求に関連して負担又は実施した費用又は示談について責任を負いません。

12.3 (iii)本製品を、侵害しない機能的に同等の製品と交換すること、または (iv)甲への返金日前の 12 ヶ月間に、侵害する本製品に対して支払われた本料金に相当する金額を甲に返金することにかかる侵害請求がなされた場合、又はなされる可能性がある場合、ご利用者が本件製品を在庫しているときには、ご利用者は Lenovo に対し、Lenovo の単独の裁量で以下のいずれかのことを行うことを許可します。：(1) ご利用者が当該本件製品を使用・販売し続けられるようにすること、(2) 第三者の特許若しくは著作権を侵害しないように当該本件製品を修正すること、(3) 当該本件製品を、第三者の特許若しくは著作権を侵害せず、かつ、機能的に同等の製品と交換すること、又は (4) ご利用者に返金を行う日の前 12 か月間に、侵害を生じている本件製品に対して支払われた料金に相当する金額を、ご利用者に返金すること。

12.4 Lenovo は、以下に掲げるいずれかの事項に基づく請求に関するいかなる義務も負いません：(1) ご利用者が提供し若しくはご利用者に代わって第三者が提供したものであって、本件製品に組み込まれており若しくは本件製品と組み合わされているもの、(2) ご利用者による若しくはご利用者に代わっての第三者による本件製品の改変、(3) Lenovo が提供したのではない製品と本件製品がシステムとして組み合わされたこと、本件製品がかかる製品とともにシステムとして運用若しくは使用されたこと、Lenovo が提供したのではない製品、データ、装置若しくはビジネス方法と本件製品が組み合わせられたこと、若しくは本件製品がかかる製品、データ、装置若しくはビジネス方法とともに運用若しくは使用されたこと、(4) Lenovo がご利用者の仕様若しくは要求を遵守したこと、又は (5) 第三者の製品と本件製品との組み合わせではなく、ご利用者が使用している第三者の製品単独での侵害、又は (6) 標準必須特許(1)から(6)までを総称して以下「**ご利用者の義務**」という)。ご利用者は、ご利用者の義務に基づき Lenovo に対してなされる侵害請求から生じる全ての費用及び損害について Lenovo を防護・補償します。ただし、次のことを前提条件とします：(a) Lenovo が当該請求をご利用者に対し書面で速やかに通知すること、(b) ご利用者が当該請求の防御及び和解の実施を単独に管理し、かつ、Lenovo が、ご利用者と完全かつ適時に協力し、また、当該請求の防御に関連して合理的に求められた全ての権限、情報及び援助をご利用者に提供しなければならないこと、並びに、(c) 当該請求の和解が、Lenovo からの支払いという結果を生み、又は Lenovo 若しくは本件製品に対する継続的な義務若しくは制限という結果を生む場合には、Lenovo の書面による事前の同意なく当該和解がなされてはならないこと。

12.5 上記は、請求に関して Lenovo がご利用者に対して負う義務の全てであり、また、請求に関してご利用者が有する排他的な救済手段となります。

13 責任の限定

- 13.1 本規約に明示的に定める場合を除き、いずれの当事者も、以下に列挙する事項については、他方当事者に対して責任を負わないものとします。当事者が、以下に掲げる事項が生じる可能性について知らされていたか、予測可能であったか、当該請求がいかなる法理に基づくものであるかにかかわらず、当事者は以下について責任を負いません。：(1) 第三者の損害賠償請求、(2) データの消失若しくは損傷、(3) 特別損害賠償、付随的損害賠償、間接損害賠償、懲罰的損害賠償、若しくは派生的損害賠償、又は(4) 利益、取引、収益、のれん若しくは機会の逸失又は喪失、(5) 使用不能による損失又は(6) 空費時間が生じたことによる損失。
- 13.2 本規約及び本規約に基づき発行される全ての取引文書に関連する全ての法的措置について、一方当事者が他方当事者に対して負う責任の範囲は、当該法的措置の類型にかかわらず、現実かつ直接生じた損害に限定されるものとします。また、その上限額は、請求前の12か月間にご利用者からLenovo及びLenovoの関連企業に支払われた又は支払われるべきであった合計金額を超えないものとします。
- 13.3 この付属書Bの第13.1項及び第13.2項の規定は、Lenovo、その業務委託先、サプライヤー及びプログラム開発者にご利用者に対して負う責任をも限定します。
- 13.4 この付属書Bの第13.1項及び第13.2項の規定は、以下に掲げる事項には適用されません。：(i) この付属書Bの第12条（知的財産に関する補償）に基づく各当事者の義務、(ii) 第9条（輸出規制）に基づくご利用者の義務、(iii) ご利用者が本規約に基づきLenovoに支払うべき全ての本件価格、コスト及び費用(iv) 有形財産への損害。
- 13.5 本条の規定は、強行法規により妨げられ又は制限される範囲（詐欺、過失に起因する死亡及び人身傷害、又は悪意の虚偽表示に関連して妨げられ又は制限される場合を含みます）には適用されないものとします。

14 譲渡

本規約に別段に定める場合を除き、いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の同意なく、本規約の全体又は一部を譲渡することはできません。

15 支払保証

- 15.1 ご利用者は、本条及び本規約のその他の条項に従って、各ご利用者の関連会社からLenovoに対して行われるべき全ての支払いを保証します。ご利用者は、これらの支払いについて、Lenovo及び該当するLenovo関連会社に対し、連帯して責任を負うものとします。ご利用者の関連会社が、支払いを行わなかった場合、ご利用者は、本条に従い、書面での請求に応じてLenovo又は該当するLenovo関連会社へ支払いを行うものとします。
- 15.2 ご利用者の関連会社が、Lenovo又は該当するLenovo関連会社に支払うべき金額を、適時かつ無条件に全額支払わなかった場合、Lenovo又は該当するLenovo関連会社は、ご利用者に対し支払請求を書面で通知します。ご利用者は、かかる通知を受領し次第、当該金額についての債務を（当該請求において指定されているところに従って）Lenovo又はその関連会社に対して負い、かかる通知を受領した後15日以内に、当該金額の全てをLenovo又はその関連会社に支払います。ご利用者は、ご利用者及び該当するご利用者関連会社からの支払いを確保するためにLenovo又はその関連会社に発生する一切の合理的な弁護士報酬及び訴訟費用も、Lenovo及び／又はその関連会社に支払うものとする。
- 15.3 この支払保証に従うご利用者による一切の支払いは、現在又は将来における全ての租税、関税、源泉徴収額又はその他の公課、並びにこれに関する全ての債務、又はLenovo若しくはその関連会社からご利用者及びその関連会社に支払うべき金額に係る控除又は源泉徴収なしに行われます。

16 準拠法及び合意管轄

- 16.1 本規約及び本規約に基づき発行される全ての取引文書は、日本法を準拠法とします。

16.2 本規約に関連するいかなる紛争も、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。国際物品売買規約に関する国際連合条約は適用しません。

17 雑則

17.1 本件製品の説明書、作業範囲記述書又はこれらに準ずる文書は、両当事者が署名済み文書によって合意した場合（本規約の規定が組み込まれるか又は参照されている場合）に限り、本規約の一部となります。**Lenovo** の書面による同意がない場合、書面によるその他の連絡文書（注文書など）に盛り込まれている追加の又は異なる取引条件は無効です。

17.2 本規約の規定と本規約の付属書（又は、本規約に組み込まれているか、本規約を組み込んでいるその他の文書）の規定との間に齟齬がある場合には、かかる齟齬の範囲でのみ、以下の優先順序が適用されます。

- (1) 本規約に基づき今後作成される取引文書のうち、本規約を参照している一切の取引文書は、当該取引文書において言及されている本件製品又は本件サービスに関して優先的に適用されます。ただし、取引文書間に齟齬がある場合は、直近で締結された取引文書が、それより前に締結された他の一切の取引文書に優先して適用されます。
- (2) 本規約に基づき作成され、かつ、本規約を参照している一切の関連会社間規約は、現地の法律上の事項に関し、又は当該関連会社間規約において言及されている本件製品若しくは本件サービスに関してのみ、優先的に適用されます。
- (3) 付属書 B を除いた本規約の付属書
- (4) この一般規約

17.3 両当事者は、本規約から又は本規約に関連して紛争が発生した場合、友好的に解決すべく誠実に努めるものとします。

17.4 各当事者の権利義務は、取引が行われ又は（**Lenovo** が同意する場合には）本件製品が使用される法域においてのみ有効とします。ただし、全てのライセンスは、特段の許諾に従って有効となります。本規約のいかなる規定も、規約によって排除又は限定することができない消費者の法定権利には影響しません。

17.5 通知及びその他の通信文書は、該当する取引文書に定められる住所、メールアドレス又はファクス番号あてに送付されます。本規約に関連する通信の送受信に電子メールを用いることができます。全ての通信は、署名のある書面とみなされます。電子文書に記載されている識別コード又は「ユーザーID」は、送信者の身元及び文書の真正を検証するうえで十分なものとして取り扱います。かかる通知は、発送から 72 時間後に受領されたとみなされます。

17.6 ご利用者は、自己のニーズを満たす本件製品及び本件サービスを選定すべき責任、並びに本件製品及び本件サービスの利用から得られる結果（ご利用者の事業慣行及び事業運営に関する提言を実行することについてのご利用者自身の決定を含む）についての責任を負うものとします。ご利用者は、上記のいずれの事項についても **Lenovo** に依拠することはできません。

18 **Lenovo** のリセラー

Lenovo は、ご利用者の地域及び／又は選択に応じ、本件製品及び本件サービスを購入する様々な方法を提供します。：「直接」購入とは、本規約のもとで本件製品又は本件サービスを **Lenovo** 又はその関連会社から直接に購入できることを意味します。また、「間接」購入とは、本件製品又は本件サービスを **Lenovo** のリセラーから購入できることを意味します。リセラーからの本件製品又は本件サービスの間接購入には、ご利用者とリセラーが合意する条件及び価格が適用されます。**Lenovo** は、(i) リセラーの行為、(ii) リセラーがご利用者に対して負う義務、又は (iii) 当該リセラーがご利用者に供給する第三者の製品若しくはサービスについて責任を負いません。

[以上]